

家族が口座の存在を知らなかつた…となる前に！ ネット銀行相続対策

あなたは
大丈夫ですか？

【顧客_氏名（漢字）】様

いつもお世話になっております。
MiG-p運営事務局（情報配信施策担当）の山田太郎です。

インターネットを介して24時間アクセス可能なネット銀行は、店舗を持つ銀行よりも預金利が高いこともあり、近年利用者数が増加しています。しかし、デジタルの台頭で便利になった一方、夫婦間でもお互いの資産管理についてわからないというケースも増えているようです。もし、自分名義のネット銀行の口座の存在や詳細を知らせないまま、亡くなってしまった場合、どうなってしまうのでしょうか。

【ネット銀行の口座を放置することで招いてしまう危険性とは？】

相続人がネット銀行口座を把握していないければ、口座にある預金を相続できません。仮に相続を終えた後に、その存在に家族が気づいた場合、改めてその分の相続はやり直すことになってしまいます。

このような事態を招かないように、所有する資産や保管場所をすべて具体的にリストアップしておく、遺言書作成など事前準備をしておくと良いでしょう。

一方、家族に資産の保管場所を伝えないうちに相続が発生した場合、相続人となる方は、亡くなった方の預金通帳やクレジットカードはもちろん、パソコンのメールボックスや証券会社からの明細など、すべて確認することが重要です。

複数の口座を所有している可能性がある場合、金融機関や証券会社に早急に問い合わせを行いましょう。

ネット銀行の口座の存在を発見した際には、概ね下記の流れで相続手続きを進めていきます。

① カスタマーセンターに連絡

ネット銀行の多くは、店舗での窓口を開設していないため、カスタマーサービスに電話連絡が必要となります。そこで故人の名前や生年月日、口座番号等を伝えて取引を停止します。

② 確認書類提出

亡くなったことが確認できる戸籍謄本や死亡届等、ネット銀行が指定する必要書類を郵送します。

③ 財産分与に関する書類の提出

資産を相続するための資料や相続人の戸籍謄本を提出します。ネット銀行によっては、ほかの書類の提出を求められることがあるため、必要に応じて書類を用意します。

基本的にネット銀行の相続手続きは、実店舗のある銀行と大差ありません。ただし、書類は郵送で行わなければならないため、やりとりに時間を要します。また、ネット銀行によって要求される書類が異なる場合があるため、口座の存在を知ったら速やかにカスタマーセンターに問い合わせましょう。

ネット銀行は便利な反面、誰も口座の存在を知らなければ、遺産分割の対象から漏れてしまい、大切な財産を家族に残すことが困難になります。ネット銀行にある財産を相続対象にするためには、やはり遺言書や財産目録の作成といった生前対策が重要です。

これらは専門的な知識が必要となりますので、相続について気になることなどありましたら、ぜひ当事務所までお問い合わせください。